

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

令和八年四月十三日

広島県知事 横 田 美 香

一 日時

令和八年五月二十七日（水）午後二時から午後四時まで

二 場所

広島市中区加古町四番一七号
JMSアステールプラザ 中ホール

三 事案

1 広島県都市再開発の方針（素案）について

（素案の概要は別記一のとおり）

2 広島市都市再開発の方針（素案）について

（素案の概要は別記二のとおり）

四 公述の申出方法等

1 公述の申出方法

広島県都市再開発の方針（素案）に係る公聴会での公述を希望する者は、住所、氏名、電話番号並びに述べようとする意見の要旨及び理由を記載した書面を広島県知事（郵便番号七三〇―八五二― 広島市中区基町一〇番五二号 広島県土木建築局都市計画課）へ提出すること。

2 公述の申出期間

令和八年四月十四日（火）から令和八年四月三十日（木）まで（郵送の場合は、令和八年四月三十日（木）までの消印のあるものを有効とする。）

五 公述人の選定等

知事は、前記四の書面を提出した者のうちから、公聴会において公述するものを選定し、選定の結果を通知する。

六 公聴会開催の中止等

公述の申出の期間内に公述の申出がない場合、公聴会を中止する。また、公述の申出が少ない場合には、公聴会の開催時間を短縮する。

七 広島県都市再開発の方針（素案）の閲覧

1 閲覧期間

令和八年四月十四日（火）から令和八年四月三十日（木）まで

2 閲覧場所

広島県土木建築局都市計画課、広島県西部建設事務所、広島県西部建設事務所呉支所、広島県西部建設事務所廿日市支所、大竹市役所、廿日市役所、府中町役場、海田町役場、呉市役所

3 閲覧時間

閉庁日を除く平日の午前八時三十分から午後五時十五分まで

八 公聴会に関する問合せ先

- 1 広島県都市再開発の方針（素案）に係ること
広島市中区基町一〇番五二号
- 2 広島市都市再開発の方針（素案）に係ること
土木建築局都市計画課（電話（〇八二）五一三―四二一七（ダイヤルイン））
広島市都市再開発の方針（素案）に係ること
広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号
- 3 広島市都市整備局都市計画課（電話（〇八二）五〇四―二二六八（ダイヤルイン））

（別記一）

広島県都市再開発の方針（素案）の内、広島圏都市計画区域に係るものの概要

- 一 次に掲げる事項を明らかにした都市再開発の方針を定める
 - 1 計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針
 - 2 1に掲げる市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

（別記二）

広島市都市再開発の方針（素案）の概要

- 一 次に掲げる事項を明らかにした都市再開発の方針を定める
 - 1 計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針
 - 2 1に掲げる市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要